

# 桜岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ②いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを防止するための基本的な方向性として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①「いじめをしない、させない、見過ごさない」という雰囲気づくりをする。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「いじめは絶対に許さない」という信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの早期発見のための様々な手段を講じ、早期解決のために、当該児童の安全を保障し、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者や関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### ①「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、児童支援専任、養護教諭、児童指導担当、人権教育担当、当該担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）の参加を求める。

### ②「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ事案に対して中核となって組織的に取り組む。
- ・いじめに関する情報収集や記録、対応に関する役割分担をする。
- ・重大事態が起こった場合は、「いじめ防止対策委員会」が中核となって調査を行う。
- ・いじめ事案に対しての判断や対応を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成及びPDCAサイクルでの検証を行う。

### ③年間計画

月	内 容	
4月	学級づくり・授業づくり 懇談会 家庭訪問 元気カードアンケート	子どもの社会的スキル 横浜プログラム
5月	元気カードアンケート	
6月	元気カードアンケート	
7月	前期前半の振り返りカード 個人面談	
8月	夏の問題行動等の情報収集 職員研修(人権)	
9月	元気カードアンケート	
10月	元気カードアンケート 懇談会	
11月	元気カードアンケート	Y P アセスメントシート 道徳授業公開
12月	いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート) 人権週間 後期前半振り返りカード 個人面談 学校評価アンケート さくらっ子アンケート	
1月	元気カードアンケート	
2月	元気カードアンケート	
3月	元気カードアンケート 懇談会	

### 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

	取 組 内 容
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル等）</li> <li>○子どもの社会的スキル横浜プログラムの積極的活用</li> </ul>
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れている児童への声かけ</li> <li>○元気カード等のアンケートによる情報収集・個別面談（毎月）</li> <li>○いたずらがあった際の即時対応と原因究明</li> </ul>
いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会による組織的な対応</li> <li>○聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な対応</li> <li>○被害が継続しない体制作り（見回り等）</li> <li>○原因や背景の調査による根本的な解決</li> <li>○関係機関（警察・児童相談所・区役所等）との適切な連携</li> <li>○被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援</li> </ul>
職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員会議等を利用した定期的な児童理解の推進</li> <li>○いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実</li> <li>○人権研修等の計画的な職員研修の実施</li> </ul>
学校運営協議会等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会等を活用した、地域ぐるみで解決する仕組み作りの推進</li> </ul>

### 4 重大事態への対処

#### 重大事態が発生場合には次のような対処を行う

##### ①「教育委員会への報告」

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

##### ②「組織的対応」及び「調査」

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

##### ③「児童・保護者への報告」

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

### 5 その他

- 必要があると認められる際には、この学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表する。